

補償内容のご案内

当社のレンタル機には、下記の補償制度を設けております。

1. 総合賠償責任補償・・・対人賠償、対物賠償

お客様が弊社のレンタル機を使用して業務を遂行中、偶然な事故により第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償する制度です。

お客様の操作ミスが原因による第三者への賠償事故の補償

- 1 対人事故・・・1名 1億円限度／1事故 2億円限度
- 2 対物事故・・・1事故 2,000万円限度

2. 動産総合補償・・・お客様のご要望により別途加入（有料）／盗難、全損又は部分損の補償

レンタル商品の盗難や偶然な事故による損害を補償します。

- 1 盗難事故・・・レンタル商品の補償
 - 2 破損事故・・・レンタル商品の修理費用補填
 - 3 水災事故・・・レンタル商品の水害補償
- 1～3の個別乗率で加入
又は組合せ加入が可能です。

ユーザー様より依頼された物件・・・動産総合補償の加入が可能です。

- ・・・補償料としての加入分を初回一括で申し受けます。
- ・・・当社の責任外事由での入替で管理番号が異なる場合は別途加入となり補償料を一括で申し受けます。
- ・・・物件別補償料金となりますので担当店にご確認下さい。
詳細は当社営業所にお問い合わせ下さい。

注意事項

1. 補償対象となる物件は当社管理番号の特定が必要になります。
補償制度ご加入の際は都度の申込みが必要となります。
2. 紛失、滅失、故障（管理不行き届きによる故障・故意による事故）の場合は補償適用できません。
3. 破損、盗難の場合のみ補償を適用できます。（但し保険会社の査定が前提条件）
盗難された場合、所轄警察署への届出とその受理番号が必要となります。
4. 補償適用の場合、1事故につき別途免責金額がお客様のご負担となります。
5. 詐欺・横領は含まれません。
6. その他ご不明の場合は、当社担当営業所までお問い合わせ下さい。

補償料について

補償制度へご加入頂くにあたり、お客様には補償料をご負担頂いております。
お客様の「安全と安心」を優先した制度です。
ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

もし事故が起きたら・・・

1. 人身事故の場合は、被害者の救護を優先して頂き、次の事項をご確認下さい。
被害者の 1.会社名 2.氏名 3.連絡先電話番号 4.担当者名
5.警察署へ〔人身事故である〕の旨の届出を必ず行ってください。
2. 盗難事故の場合は、警察署への届け〔盗難事故〕を出してください。
後日警察署の「受理番号」が適用条件となります。
3. 弊社への報告
P.318の事故発生報告書（コピーしてお使いください）の「お客様（当事者）記入欄」に必要事項を記入して頂き、弊社担当営業所に第一報としてファックスして下さい。弊社への事故報告が遅くなり、事故発生日から経過日数により補償制度が適用出来ない場合があります。

〔注〕 事故処理をスムーズに行い早期解決のために後日、弊社より書類等の提出をお願いした場合は、速やかに提出して下さいますようお願い致します。
また事故の内容によっては、保険会社の査定によりお支払いできない場合もございます。

